

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の募集 (漁港漁場課)	2

告 示

高知県告示第585号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
土佐清水市松尾字白礬919の137
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居 字コヲナロ丁530番 1から 吾川郡仁淀川町用居 字ニシノウ子丁526 番4まで	前	4.6 }	87
		7.7	
吾川郡仁淀川町用居 字コヲナロ丁527番 8から 吾川郡仁淀川町用居 字ニシノウ子丁526 番4まで	後	6.5 }	87
		29.4	

高知県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 上ノ加江窪川
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町飯ノ 川字坂バ504番から 高岡郡四万十町弘見 字入道口597番4ま で	前	3.7 }	517
		9.9	
	後	4.6 }	517
		9.9	

高知県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 新居中島
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市新居字足原5380番から 土佐市新居字弘岡前2489番 1まで	137	平成24年9月7日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年8月28日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年8月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年8月 28日	特定非 営利活 動法人 高知ふ るさと 支援会	山中 正 幸	香南市 香我美 町岸本 753番 地1	この法人は、広く一般市民に対して、地域住民の日常生活等についての相談・支援に関する事業、地域の高齢者に対するの安否確認の実施に関する事業、地域の景観美化活動に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と豊かなまちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第20条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成24年9月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設（以下「施設」という。）

(2) 施設の場所

土佐市宇佐町宇佐字橋田浜2752番 6 ほか

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の利用の許可に関する業務

(2) 施設の利用料金の徴収に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 施設の運営管理に関する業務

(5) 地元漁業者及び関係機関との調整に関する業務

3 指定期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、宇佐漁港付近に管理事務所を設けることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する納付額提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し（本籍地の掲載は、不要とする。）（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

ク 設立趣旨、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

(2) 募集期間は、平成24年9月10日（月）から同年10月24日

（水）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年10月24日午後5時15分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成24年10月5日（金）午前9時30分から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項及び管理運営業務仕様書等は、高知県水産振興部漁港漁場課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040501/>）からも入手することができる。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と施設の管理運営業務に関する協定を締結するものとし、指定管理者は、当該協定に基づき業務に係る納付額を県に支払うものとする。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先並びに募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県水産振興部漁港漁場課

電話番号088-821-4836 ファクシミリ番号088-821-4529

電子メールアドレス040501@ken.pref.kochi.lg.jp